

## 埋蔵文化財展示室更新検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 埋蔵文化財展示室の更新に向けた基本方針及び基本計画を策定するにあたり、展示室のあり方や機能について専門的な立場からの意見を聴くため、埋蔵文化財展示室更新検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について、出席者が意見交換を行うものとする。

- (1) 埋蔵文化財展示室の更新に関する基本方針について
- (2) 埋蔵文化財展示室の更新に関する基本計画について

### (構成)

第3条 委員会は、学識経験者等の中から文化部長が協力を依頼し構成するものとする。

### (設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、委員が協力依頼を受けた日から平成24年度中までとする。

### (座長等)

第5条 委員会には、座長及び副座長を置くものとする。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときにはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、文化部長が必要に応じて招集する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光文化局文化部文化財課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。